

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年6月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間のうち昭和60年4月は充当期間、また、同年5月及び6月は保険料の未納期間とされている。

しかし、私は、昭和60年3月に大学を卒業し、同年4月頃、母親がA村（現在は、B町）役場で、私の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料と一緒に、私の申立期間の保険料を定期的に村役場の窓口で納付してくれたことを記憶しているので、申立期間は全て保険料納付済期間のはずである。

以上のことから、申立期間について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年4月頃、母親がA村役場で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親は、申立期間を含め私の国民年金保険料を定期的に役場の窓口で納付してくれた。」と供述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月1日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及び申立人が申立期間後に住所を移したC市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の60年7月から61年3月までの保険料について、62年9月18日に過年度納付している記録が確認できることから、申立人の供述内容と符合しない。

また、上記の過年度納付が行われた時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、前述の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親からも、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、昭和 62 年 5 月の国民年金保険料 7,400 円について、当該期間が国民年金の第 3 号被保険者期間であることから、過誤納保険料とされ、そのうち 6,740 円を 60 年 4 月の保険料に充当（決定日は、昭和 62 年 10 月 16 日）し、差額 660 円が還付（送金（支払）通知書作成日は、昭和 62 年 12 月 15 日）されている記録が確認できるところ、国民年金保険料還付整理簿及び C 市の国民年金被保険者名簿においても同様に記録されており、これら行政機関の記録に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

しかし、私は、勤務していた事業所を昭和47年1月に退職したので、同年2月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、しばらく国民年金保険料を納付することができなかったが、町役場に勤務していた知人から、「遡って国民年金保険料を納付する方法が有る。」と聞いたので、市役所で「特納用紙」をもらい、妻に私の申立期間の保険料及び妻の1年分の保険料を遡って納付するよう依頼した。後日、私は、妻から「銀行の窓口で納付した。」と聞いたことも記憶しているので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、勤務していた事業所を昭和47年1月に退職したので、同年2月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。」と供述している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月5日に払い出されていることが確認できるとともに、A市の国民年金保険料検認一覧表において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各10人の被保険者を見ると、被保険者資格を取得後、最初に国民年金保険料の検認が行われた最も早い時期は同年9月であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「役場に勤務していた知人から、『最大で2年分遡って国民

年金保険料を納付できる。』と聞いたので、市役所で『特納用紙』をもらい、妻が自身の1年分の保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付した。私達はほとんどの期間について保険料と一緒に納付してきたが、遡ってまとめて保険料を納付したのは、この時だけだったと思う。」と供述しているところ、申立人の供述内容から当該「特納用紙」とは過年度保険料の納付書であったものと考えられる。一方、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和49年度に係る国民年金保険料は納付済みであるが、i) 前述の加入手続きが行われた昭和50年9月時点では、49年度に係る保険料は現年度納付できないこと、ii) 申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人の妻が49年度に係る保険料を過年度納付している実績を52年4月に記録したものと考えられる記載が有ること、iii) オンライン記録並びに同市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立人及び妻に係る保険料の検認月が確認できる期間は、全て同一月に検認されていること、iv) オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及び妻に係る49年度を除く保険料納付済期間において、まとめて過年度納付された記録は見当たらないことから判断すると、申立人の妻は、51年度中に49年度に係る自身の保険料と一緒に申立人の同年度に係る保険料を過年度納付したものと考えられ、この時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、「私は、妻に私の申立期間の国民年金保険料を納付するよう依頼した。」と供述しているものの、妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、申立人の妻は、既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。